

# 東由利ひがしゆり 総合支所だより

7月31日現在住民基本台帳 1,155世帯・2,747人(男1,376人・女1,371人)前月比4人減

由利本荘市公式サイト東由利地域の情報ページ <https://www.city.yurihonjo.lg.jp/1001506/1001551/1001583/1001693>

第490号

2024 令和6年

8月15日発行

東由利老方  
字橋脇112  
由利本荘市  
東由利総合支所



「令和6年7月24日から  
の大雨」について

7月24日から25日にかけて大

雨が降り続き、東由利観測所では、25日8時までの24時間降雨量197ミリの観測史上最大を記録しました。東由利地域では、住家床上・床下浸水被害のほか、道路や河川、農地・農業用施設等に甚大な被害が発生しました。被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

## 保険料等の減免・徴 収猶予について

7月24日からの大雪で財産等に甚大な被害を受けた世帯の保険料等（市税、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料等）について減免または徴収猶予となる場合があります。基準等について詳しくは市ホームページの「被災者支援制度・相談窓口一覧」の制度の概要をご覧いただけます。



69-2117

(市民サービス課 市民福祉班  
民サービス課へご連絡ください。

7月24日の大雨により発生した災害ごみの仮置き場（げんき館駐車場）について、8月11日をもって現地での常時受付を終了いたしました。今後も災害ごみの廃棄を希望する場合は、市

## 東由利災害ごみ 仮置き場について

市ホームページ  
QRコード

69-2117

課にお問い合わせください。  
(市民サービス課 市民福祉班)

豪雨災害に伴う  
水道・下水道料金の  
減免について

家屋や家財が床上浸水及び床下浸水の被害を受けたことについて、市の罹災証明書又は罹災届出証明書の交付を受け、その洗浄等のために水道水を利用し、排水施設以外に汚水を排除した場合に減免します。

詳しくは企業局営業課または市民サービス課までお問い合わせください。

### ▼減免対象期間・水量

#### ・期間

罹災した日から起算して30日以内。

#### ・水量

水道水を使用した期間にかかる月の使用水量から使用月前3カ月分の平均使用水量、または算定対象最終月の前年同月の使用水量のいずれか多い方を差し引いた水量。

- ▼提出書類
- ・減免申請書

・罹災證明書または罹災届出証

明書（写し可）

▼申請受付

企業局営業課

22-3504

市民サービス課 振興班

69-2110

## 東由利プール 営業は9月1日まで

9月1日（日）をもって今シーズンの営業を終了しますので、営業期間内にぜひご利用ください。

なお、暑さ指数の予報値が、熱中症の危険指数31を超える場合、利用者の安全を確保するため東由利プールの営業を休止いたします。

プールの営業状況につきましては、由利本荘市のホームページをご確認ください。

（産業建設課 商工観光班

69-2116

## 黄桜温泉湯楽里 温泉営業を再開して おります

7月24日からの豪雨により、源泉引湯管が被災したため温泉営業を中止しておりましたが、復旧しましたので8月9日より営業を再開しております。皆様のご来場をお待ちしております。

（黄桜温泉湯楽里

69-2611

## ふれっそ「大抽選会 & 夏まつり」開催

▼開催日時 8月24日（土）

▼イベント内容

●大抽選会・催事コーナー

9時～18時

抽選補助券は、8月10日～23日にぶれっそ各店でお買い上げ500円毎に配布します。

●夏祭り・アーケード

14時～

●「キヤミソウルブラザーズ」

●お笑い芸人「ねじ」

●「ビートファイターA c e」

屋台や縁日のゲームなど楽しさ満載です。  
夜は「花火大会」。夏の夜空を彩る花火となります。ご家族、お友達と一緒に夏のひと時を楽しみに、ぜひお越しください。（ふれあいプラザふれっそ

市ホームページ  
QRコード

を彩る花火となります。ご家族、お友達と一緒に夏のひと時を楽しむ夜は「花火大会」。夏の夜空を彩る花火となります。ご家族、お友達と一緒に夏のひと時を楽しむ

お友達と一緒に夏のひと時を楽しむ  
（ふれあいプラザふれっそ  
（市民サービス課 市民福祉班  
69-2117）

## 熱中症にご注意を！

6月から9月にかけて熱中症が急増する時期になります。

熱中症は、室内で多く発生しております。夜も注意が必要です。暑さを避け、のどの渇きを感じる前に、こまめに水分補給をしてください。

熱中症の危険性が極めて高いと予測された際に「熱中症警戒アラート」、本年度から過去に例のない危険な暑さが予測された際に「熱中症特別警戒アラート」が発表されます。本市では

大雨、地震などの災害時には、それに便乗した悪徳商法が発生するおそれがあります。突然訪問してきた業者に契約を急かされても、その場で決めず、家族や周りの人と相談するなど慎重に検討しましょう。

悪徳商法は、災害発生地域だけが狙われるとは限りません。不安につけこんだ悪質な商法や、義援金に関する詐欺など、十分注意しましょう。

▼相談先

由利本荘市消費生活センター

24-16251

消費者ホットライン 188（いやや）

## 災害に便乗した 悪徳商法に注意！

これらのアラートが発表された場合は、自分の身を守るだけでなく、周りの人にも声をかけ熱中症を予防してください。

（市民サービス課 市民福祉班  
69-2117）

